

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

令和8年6月29日

答 申

令和7年7月14日付け総第114号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

霧島市消防局長（以下「実施機関」という。）が、行った次の(1)から(8)までに掲げる決定のうち、①本件処分2について、公文書開示請求第2[1]②「り災物件申告書」中「り災物件」欄の「数量」欄、「り災別」欄及び「購入年月」欄を開示しなかったこと、②本件処分2について、公文書開示請求第2[3]①及び同第2[5]①の各「原因概要及び焼損物件等」欄を開示しなかったことは妥当でないから、いずれも各処分を取り消して開示すべきであり、また、③本件処分8については、その処分を取り消し、改めて各文書の存否を明らかにし情報開示の諾否を決定すべきであるが、その余の決定については妥当である。

なお、公文書開示請求第2[1]～[9]各①及び同第3[5]①については、その不開示根拠条文に疑義があるため、後記「5 審査会の判断」の本件各処分についての判断の中に具体的に記載した。

- (1) 令和6年11月14日付け公文書部分開示決定（消総第219号。以下「本件処分1」という。）
- (2) 令和6年11月14日付け公文書部分開示決定（消総第221号。以下「本件処分2」という。）
- (3) 令和6年11月14日付け公文書不開示決定（消総第222号。以下「本件処分3」という。）
- (4) 令和6年11月14日付け公文書部分開示決定（消総第224号。以下「本件処分4」という。）
- (5) 令和6年11月14日付け公文書不開示決定（消総第225号。以下「本件処分5」という。）
- (6) 令和6年11月14日付け公文書部分開示決定（消総第227号。以下「本件処分6」という。）
- (7) 令和6年11月14日付け公文書不開示決定（消総第228号。以下「本件処分7」という。）
- (8) 令和6年11月14日付け公文書不開示決定（消総第229号。以下「本件処分8」という。）

第2 経緯

第1に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内容
令和6年10月7日	審査請求人から実施機関に対し「公文書開示請求書」が提出される。
令和6年11月14日	実施機関から審査請求人に対し前記第1(1)～(8)記載の各決定通知書が送付される。
令和7年2月3日	審査請求人から実施機関に対し「審査請求書」が提出される。
令和7年3月12日	審査庁から審査請求人に対し、上記審査請求書の内容に不備があったため、補正命令が行われる。
令和7年4月7日	審査請求人から審査庁に対し、「補正書」が提出される。
令和7年5月30日	審査庁から審査請求人に対し、実施機関が作成した当該審査請求に対する「弁明書」（令和7年5月20日付け）の副本が送付される。
令和7年6月16日	審査請求人から審査庁に対し、弁明書に対する「反論書」が提出される。
令和7年7月14日	審査庁から審査会に対し、「情報公開審査諮問書」（令和7年7月14日付け総第114号）が提出される。
令和7年9月18日	令和7年度第1回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
令和8年1月16日	令和7年度第2回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
令和8年3月16日	令和7年度第3回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
令和8年5月12日	令和8年度第1回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく令和6年10月7日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和6年11月14日付けで行った本件処分1から本件処分8までの取消しを求めるものである。

第4 本件処分に関する主張の内容

1 審査請求人の主張

審査請求人が主張した審査請求の理由は、審査請求書（別紙1）、補正書（別紙2）、

反論書（別紙３）に記載のとおりである。

２ 実施機関の主張

(1) 弁明書(令和 7 年 5 月 20 日付け)の要旨

ア 処分の理由

(ア) 本件処分 1

公文書開示請求第 1 [5]において、責任者氏名は、個人識別情報に該当し、建築面積、延べ床面積、焼損床面積、損害額、火災保険については、火元となった者個人の財産に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 2 号に該当する。

以上の理由により、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、公文書部分開示決定通知に係る処分を行った。

(イ) 本件処分 2

審査請求人は、公文書開示請求第 2 [1]①②④、[2]①、[3]①、[4]①、[5]①、[6]①、[7]①、[8]①及び[9]①において火災原因調査書類等についての開示を求めており、原因概要及び焼損物件等については、条例第 5 条第 6 号の市が行う事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに、また、第一発見者、通報者、出火者の情報については、条例第 5 条第 2 号の個人に関する情報で、個人識別情報に該当することから、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、公文書部分開示決定通知に係る処分を行った。

(ウ) 本件処分 3

公文書開示請求第 2 [1]⑤⑥霧島市溝辺町竹子 609-6 における建物火災に係る損害算出書（又は損害査定書）及び収容物損害に関する損害算出書（又は損害査定書）、[2]②③④⑤霧島市国分名波町 22 番 16 号における建物火災に係るり災物件申告書、り災証明書、損害額調査書及び損害算出書（又は損害査定書）、[3]②⑤霧島市の清掃事務所の倉庫に係るり災物件申告書及び建物損害に関する損害算出書（又は損害査定書）、[4]③⑤霧島市隼人町姫城 914 番 1 の公園における火災に係るり災証明書及び建物損害に関する損害算出書（又は損害査定書）、[5]③⑤霧島市国分上小川 3819 番地 12 城山公園管理事務所における火災に係るり災証明書及び建物損害に関する損害算出書（又は損害査定書）、[6]②③⑤霧島市隼人町内 2652-39 宮の杜ふれあい公園における火災に係るり災物件申告書及びり災証明書並びに建物損害に関する損害算出書（又は損害査定書）、[7]②③④霧島市国分上井字一篠 94- 2 鉄道記念公園の貸車における火災に係るり災物件申告書及びり災証明書並びに損害額調査書、[8]②③⑤霧島市国分下井 2512 の公園における火災に係るり災物件申告書及びり災証明書並びに損害に関する損害算出

書（又は損害査定書）、**9**②③⑤霧島市で2017年8月6日17時10分に発生した出火原因放火火災に係るり災物件申告書及びり災証明書並びに損害に関する損害算出書（又は損害査定書）については、本件開示請求に係る公文書は存在しないことから、条例第9条第2項の規定に基づき、公文書不開示決定通知に係る処分を行ったものである。

(エ) 本件処分4

公文書開示請求第3**5**①実況見分調書において不開示とした箇所は、同上立会人の情報については、条例第5条第2号の個人に関する情報で個人識別情報に該当し、また、市が行う事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当する箇所については、条例第5条第6号に該当する。

公文書開示請求第3**7**において、交付先の情報については、条例第5条第2号の個人に関する情報で、個人識別情報に該当する。

以上のことから、条例第9条第1項の規定に基づき、公文書部分開示決定通知に係る処分を行ったものである。

(オ) 本件処分5

公文書開示請求第3**1**①②、**2**①②、**3**①、**4**①、**5**③及び**6**において、審査請求人が求めている建物及び内容物の損害額についての詳細な物品ごとの損害算定額についての算定書や計算式を記載した公文書は、存在せず、霧島市火災調査規程第11号様式（第30条関係）の損害額調査書に記載の損害額、建物、内容物、建物・内容物以外、その合計において記載された損害額が、火災によって被災した損害額の全てである。

また、公文書開示請求第3**1**③、**2**③、**3**②、**4**②において審査請求人が求めている「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第8「り災証明書の発行要領」第1項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による損害に関する事項で事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により実証できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」については、事実確認や現場を記録した写真等から客観的に判断できるものは消防機関として証明できることを規定しているものであり、火災により被害を受けた物品については、焼損状況の程度によっては、現認や視認等が困難なものが多く、証明できる範囲は限られることから、公文書としては保有しておらず、本件開示請求に係る公文書は存在しないことから、条例第9条第2項の規定に基づき、公文書不開示決定通知に係る処分を行った。

なお、り災証明は、火災でり災された住民からの申請に応じて、現場の客観的なり災状況（住宅の全焼や内容物の全損等の事実など）を証明するため、消防機関が発行するものである。

(カ) 本件処分 6

公文書開示請求第 4 [6] 及び [7] (同一文書である) において、名宛人については、条例第 5 条第 2 号の個人に関する情報で、個人識別情報に該当することから、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、公文書部分開示決定通知に係る処分を行った。

(キ) 本件処分 7

審査請求人は、公文書開示請求第 4 [3]、[5] において令和元年 9 月 27 日付け公文書開示決定通知書 (消総第 108 号) により交付された火災現場写真記録台紙の写真に記録された物品に関する損害の程度を判断するための減損率及び焼損したとされる各収容物の物品ごとの損害額についての開示を求めているが、焼損物品ごとの損害額については、火災現場で現認できる範囲で、火災報告取扱要領等を参考に積算し、り災世帯ごとに千円単位とした合計額で、霧島市火災調査規程第 11 号様式に記載していることから、本件開示請求に係る物品ごとの損害額に関する公文書は存在しない。また、損害の程度を判断するための減損率についても、損害の程度を判断については、損害額の合計で判断されるため、物品ごとに関する公文書は存在しない。

公文書開示請求第 4 [9] においては、審査請求人は、平成 28 年 1 月 27 日に行われた調査の際に、霧島市火災調査規程第 15 条の文中「関係者の承諾を得て行う事を原則」並びに消防法 (法律第 186 号)、第 33 条 (破壊された財産等の調査) に基づけば、「関係保険会社の承諾」が必要であり、保険会社の承諾を受けた公文書についての開示を求めているが、承諾の記録を公文書で行うこととする根拠はなく、文書による承諾を行っていないことから本件開示請求に係る公文書は存在しない。

以上のことから、条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、公文書不開示決定通知に係る処分を行った。

(ク) 本件処分 8

審査請求人の求めている公文書開示請求第 4 [1]、[2]、[4] については、特定の個人に係るり災物件申告書に関する情報についての開示を求めており、特定の個人を挙げた上で、被災住民の財産被害の申請によるり災物件申告書の内容を明らかにすることは、具体的なり災の状況や焼失した物品等が明らかになり、個人の財産権を不当に侵害する恐れがあることから、条例第 5 条第 2 号の規定に基づき、公文書不開示決定通知に係る処分を行った。

イ 審査請求人の主張に対する実施機関の意見

(ア) 本件処分 1

審査請求人は、本件開示請求に対して該当する公文書が一部不開示とされた

ことが、「建築面積、延べ面積、焼損床面積、火災保険、火元となった者個人の情報は、起訴状に明記され、建物面積等は、法務局の登記簿謄本を見れば誰でも分かる」と主張するところ、不開示とした箇所については、火災原因調査に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

また、起訴状と公文書に係る開示請求は、何ら関連はなく、新聞やマスコミ等に報道された部分についても、各機関で判断し情報を提供していることから、「公知の事実であり、差別である」とする審査請求人の主張には理由がないものとする。

(イ) 本件処分2

審査請求人は、本件開示請求に対して該当する公文書が一部不開示とされたことが、「霧島市所有の物件については、公共の財産であり、公にすることが予定されている情報であり、霧島市情報公開条例第5条第2号(ア)に該当することは、公知の事実であり、他県や鹿児島県内の他市についても公共物のり災情報については、公開される事が慣行とされている。」と主張するところ、霧島市の所有物件であることを考慮し、公にすることのできる情報については開示しており、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

(ウ) 本件処分3

公文書不開示決定通知に係る処分については、存在することを前提として、「本件処分は、霧島市火災調査規程(平成17年訓令第41号。以下「規程」という。)に明記された必要とされる火災報告書類であり、その公文書が存在しないことは、規程に違反しており、違法(不当)である」と主張しているものとする。

しかしながら、本件処分は、規程の事務処理について必要な事項を定めた、霧島市火災調査規程に関する事務処理要領の「第6 規程第42条第2項の規定による書類を省略できることとして消防局長が認める場合」に当たることから、公文書開示請求第2[1]から[9]に記載された火災においては、本件開示請求に係る公文書を作成しておらず、この場合においても、審査請求人の主張には理由がないものとする。

(エ) 本件処分4

審査請求人は、本件開示請求に対して該当する公文書一部不開示とされたことが、「霧島市情報公開条例第5条第2号(イ)に該当し、[]の公文書については、黒塗りなしで開示すべきである」と主張しているが、開示の

できる情報については開示しており、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

また、公文書開示請求第3[7]については、処分庁が令和元年9月27日付けで行った公文書部分開示決定通知の処分に係る公文書の謄本のカラー版について開示を求めているが、当該決定通知に係る謄本は開示請求者に送付しているため処分庁が所有していないものの、当該決定通知のコピーを控えとして保有していたことから、個人に関する情報で個人識別情報に該当する部分を不開示とし、公文書部分開示決定通知に係る処分を行ったものである。なお、審査請求人の「霧島市情報公開事務取扱規程第14条第2項第5号自己の権利利益を著しく侵害されている」と主張するところ、当該決定通知に係る謄本は開示請求者に送付しているため、その主張には理由がないものと思料する。

(オ) 本件処分5

公文書不開示決定通知書による処分について、審査請求人は、本件開示請求に対して該当する公文書が存在することを前提として、「建物損害額及び内容物損害額については、それぞれの物品ごとに火災報告取扱要領別表第4に基づいて算出され、決定されるべきもので、その公文書が存在しないとした本件処分は、違法（不当）である」と主張しているものとする。

しかしながら、霧島市火災調査規程及び霧島市火災調査規程に示された様式で、公文書として保有すべきものについては、適正に処理されており、火災調査書類のうち、損害額調査書を作成するに当たり、各収容物の物品ごとの損害額を算定する際の損害算出書や損害見積額等の公文書が存在しないことによるものであり、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

なお、消防機関が行う損害額の算定については、火災により焼損した内容物については、それぞれの物品ごとに損害額を算定する程の精密さを求められておらず、内容物全体における損害額の合計とされており、減損率や算出方法について記載する様式も存在しないことから、この場合においても、審査請求人の主張には理由がないものとする。

さらに、審査請求人が「本件開示請求に対して該当する公文書が存在しないとされたり災物件申告書について、特定の者に災物件申告書を提出させない行為は、差別であり、本件処分は、違法（不当）である」と主張するところ、災物件申告書は、損害額調査書を作成する際の算定額の参考として、災者から任意で提出していただいているものであり、全ての火災において必須としているものではなく、また、特定の者に提出させないという事実もないため、この場合においても、審査請求人の主張には根拠がないものとする。

(カ) 本件処分7

審査請求人は、公文書開示請求第4[3]については、該当する公文書が存在することを前提として、「[]について、当該物件は、[]であるという事実は、公文書開示請求文書に添付した起訴状で明らかであり、本件処分は霧島市情報公開条例第5条第2号ただし書き（イ）に該当していることは、動かしがたい事実であるので、黒塗りなしで公開すべきである」と主張しているものとする。

また、「火災現場写真記録台紙（第3号様式）の写真に撮影された物品については、それぞれの物品ごとに火災報告取扱要領別表第4に基づいて損害額や損害程度が算出され、決定されるべきもの」と主張しているものとする。

しかしながら、損害額は、霧島市火災調査規程の損害額調査書に示されている区分により、その世帯に係る内容物全体における損害額の合計とされ、減損率や算出方法について記載する様式も存在しないことから、この場合においても、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

(キ) 本件処分8

公文書開示請求第4[4]については、審査請求人の経験則とした上で、「り災物件申告書の損害見積額を消防局が記載するようになっている」とし、それを記載した公文書が存在しないことは、「霧島市情報公開条例事務取扱規程第9条第3項第5号により、勝手に廃棄したのか、作成しなかったのかを明らかにすべきである。」と主張しているものとする。

しかしながら、本件処分は、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることから、当該公文書の存否そのものを明らかにせず、公文書不開示決定通知に係る処分を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

なお、仮にり災物件申告書が存在していたとしても、り災物件申告書として提出された書類に消防局が追記することはなく、申告された物品ごとに、損害額算定の参考として損害額を積算し、その合計額を損害額調査書の内容物欄の合計として記載している。

また、消防機関が行う損害額の算定については、その世帯に係る内容物全体における損害額の合計とされ、減損率や算出方法について記載する様式も存在しないことから、この場合においても、審査請求人の主張には理由がないものとする。

審査請求人は、本件開示請求に対して該当する公文書が存在することを前提として、本件処分が違法又は不当であることを主張しているものとする。

しかしながら、本件処分は、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなることから、当該公文書の存否そのものを明らかにせずに本件開示請求を拒否しているものであり、審査請求人の

主張には理由がないものと思料する。

また、仮に、本件開示請求に係る公文書が存在していると仮定したとしても、当該公文書には、条例第5条第2号ただし書及び同条第3号ただし書に該当する情報が記載されていないものと考えられるので、この場合においても、審査請求人の主張には理由がないものとする。

(2) 意見書（令和7年11月20日付け総第235号及び令和8年2月24日付け総第348号の1）の要旨

- 火災の原因調査における事務の遂行については、出火者等の関係者からの情報提供や供述等が必須であり、関係者から得られる情報については、火災原因調査以外の目的に利用されることはなく、他に知らされることはないという信頼関係のもとに任意に得られたものであることから、もしこれが公開されると、今後、原因調査への協力姿勢が消極的になることが予想され、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障をきたすおそれがあり、不開示としたものである。
- 火災報告書の原因概要の欄については、出火箇所で発火源がどのような経過をたどって着火物に着火したかの過程についての情報が含まれ、出火原因に関する人の行動ないし態様に結びつき、関係者の過失の態様等にも影響する可能性があることから、当該情報は、情報公開制度の本来の意義である市政の理解を得るための情報あるいは、そのような情報を含む公文書という性質よりも、関係者のプライバシーに配慮し、個人情報については、他の情報と組み合わせることや、文脈から判明する可能性がある場合にも、個人識別情報に該当するとし、このような供述内容等が含まれる場合は、非開示としているものである。
- 放火又は失火による火災の疑いがあり、警察機関による犯罪調査に影響を与えるおそれがある場合には、消防法第35条及び第35条の2の規定の趣旨にかんがみ、情報の開示の内容について配慮するなど特に慎重を期する必要があることから、非開示としている。
- 条例第8条に該当するとした公文書不開示決定において、条例5条2号が保護するのは、特定の個人が被災した、処分庁に申請したという個人に関する事実情報も含まれると考える。
- 「り災物件申告書」は、提出意思及び申請内容についても任意とされており、り災者と処分庁の間で申告され受理される内部行為の一種であり、申請行為についても個人に関する情報である。仮に、「存在する」とした場合、特定の個人が被災し、申請を行った事実（手続き利用及び行動履歴の事実）の有無が推知される。これは個人に関する情報の開示と同視でき、条例第5条第2号により保護される個人の権利利益を害するおそれがある。従って、任意提出である「り災物件申告書」が存在することは、申請があったという個人に関する情報が外部にでることとな

り、公的に確定させることとなる。

- 当該文書が「存在しない」とした場合であっても、申告が必要な被害がなかった、申告する意思がなかった等の事実が推知され得るため、同様に個人に関する情報の開示につながり得る。
- 審査請求人は、特定の個人を挙げたうえで、り災者が「り災物件申告書」に記載したとする詳細な物件を列記しているが、り災物件申告書の有無は、被害状況や生活・財産状況等の推知につながり、個人の権利利益を害するおそれがあるために回答を分けることができない。

第5 審査会の判断

1 論点について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件処分3（消総第222号）、本件処分5（消総第225号）及び本件処分7（消総第228号）に記載のとおり「各開示請求に該当する公文書を作成せず保有していない」ということは霧島市消防局職員の服務に関する規程第2条（服務の根本原則）、地方公務員法第30条（服務の根本基準）及び同第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）に著しく違反し、また同第37条（怠業行為）に該当する怠慢な行為である、と主張している。しかし、当審査会は、処分庁が行った開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る処分庁の不作为に関し、実施機関が行った諮問に応じて、当該諮問に対する答申を行う機関であることから、このような主張に対する判断は行わず、処分庁が行った本件処分1から本件処分8までの妥当性を論点として審査を進めた。

2 本件処分1、2、4及び6の妥当性について

(1) 本件処分1について

審査請求人は、審査請求人が関係する起訴状に損害額調査報告書の内容が記載されていることを理由に開示することを主張する。しかし、条例第3条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる」と規定しており、開示請求者に関する個別的事情（当該請求者が誰か、当該請求者が他でどのような情報を知り得たか、あるいは、当該請求者が当該開示によって得た情報の利用目的など）に関わりなく、開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が損害額調査報告書に記載の内容を知っているか否かという個別的事情を考慮すべきものではない。

ところで、本件「損害額調査書」における「り災建物の概要」欄の責任者氏名、建築面積及び延べ床面積、「り災状況」欄の焼損面積、「損害額」欄及び「火災保

険」欄については、個人の財産状況を明らかにするものであり、条例第5条第2号「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、当該部分については、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件処分2について

ア 火災調査報告書(公文書開示請求第2①①、2①①、3①①、4①①、5①①、6①①、7①①、8①①及び9①①)

「原因概要及び焼損物件等」欄に記載されている発火源、経過、着火物、出火箇所等の欄について、実施機関は意見書において「出火箇所で発火源がどのような経過をたどって着火物に着火したかの過程が分かることから、出火原因に関する人の行動ないし様態に結びつき、関係者の過失の態様等にも影響する可能性があることから、条例第5条第2号の個人識別情報に該当するおそれがある」と説明する。

当審査会で当該公文書に記載された内容を見分したところ、不開示とした「原因概要及び焼損物件等」欄については、個人識別情報に該当するとは認められず、また、部分開示決定通知書に記載のある条例第5条第6号は、アからオに具体的な事務又は事業内容を掲記して、特に例外として不開示とすることを許容する「おそれ」を限定的に明示しているものであり、同条同号本文の「その他…おそれがあるもの」も特段の事情が認められる事務又は事業についての規定であると限定的に解されるべきであり、「原因概要及び焼損物件等」欄に関する事務又は事業がこれに該当するとは認められないものの、「原因概要及び焼損物件等」欄に記載された内容から、出火箇所で発火源がどのような経過をたどって着火物に着火したかの過程が公になることにより、放火等の犯罪を容易にするおそれがあることから、同条第4号の「公にすることにより、…犯罪の予防…に支障が生ずるおそれがある情報」に該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

この点において、公文書開示請求第2①①、2①①、4①①、6①①、7①①、8①①及び9①①の「原因概要及び焼損物件等」欄の記載につき、根拠条文を条例第5条第4号とする限りにおいて不開示とした実施機関の処分は妥当である。

しかし、公文書開示請求第2③①①及び5①①の「原因概要及び焼損物件等」欄の記載は、出火箇所で発火源がどのような経過をたどって着火物に着火したかの過程が公になり放火等の犯罪を容易にするおそれがある内容とは認められない

ことから、条例第5条第4号に該当せず、不開示とした実施機関の処分は妥当でないから当該処分を取り消し開示すべきである。

なお、前記各文書の「火元」欄に記載されている氏名、職業及び住所並びに「第一発見者」欄及び「通報者」欄の氏名、住所及び電話については、条例第5条第2号本文の「個人に関する情報で…特定の個人を識別することができるもの」であると認められ、同条同号ア、イ、ウのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ リ災物件申告書（公文書開示請求第2〔1〕②）

「リ災物件報告書」は、当該火災による被害状況を報告するものであり、申告者個人の財産状況が明らかになるものであり、「申告者」欄の記載は条例第5条第2号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、「リ災物件」欄のうち、「品名」欄及び「購入時金額」欄は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、当該箇所については、条例第5条第2号に基づき不開示とした実施機関の処分は妥当である。

ただし、「数量」欄、「リ災別」欄及び「購入年月」欄については、それだけでは直ちに個人の財産状況に結びつく個人に関する情報とは認められないため、当該箇所を不開示とした実施機関の処分は妥当でなく、条例第5条本文に基づき開示すべきである。

ウ 損害額調査書（公文書開示請求第2〔1〕④）

本件「損害額調査書」における「損害額」欄及び「火災保険」欄については、公共施設における被害に関する情報であり、条例第5条第6号「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、当該部分について不開示とした実施機関の処分は妥当である。

なお、本件処分2において、「〔1〕③」とあるのは「〔1〕④」の誤記であるから訂正の必要がある

(3) 本件処分4について

ア 実況見分調書（公文書開示請求第3〔5〕①）

本件「実況見分調書」における「火元住所、職業・氏名」欄の記載は条例第5条第2号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、「同上立会人」

欄の個人名の記載は、それが公になることで、以後同様の手続に対する一般の協力が得られなくなる可能性があり、条例第5条第6号「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

なお、本件「実況見分調書」の「2 現場の様相」及び「3 焼損状況」の説明文章に記載された出火箇所、出火源及び火災に至る経過については、それが公になることにより、放火等の犯罪を容易にするおそれがあることから、条例第5条第4号の「公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」に該当すると認められ、当該部分について不開示とした実施機関の処分は妥当である。ゆえに、本件処分4の「公文書の一部を開示しない理由」には、「条例第5条第4号」を不開示根拠条文として、また、同条同号に該当する旨を不開示理由に、それぞれ追記すべきである。

イ 公文書部分開示決定通知書（公文書開示請求第3〔7〕）

上記(1)に記載のとおり、情報公開制度は開示請求者に関する個人的事情に関わりなく開示請求を認める制度であり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、名宛人については、条例第5条第2号の個人に関する情報に該当し、実施機関が不開示とした処分は妥当である。

(4) 本件処分6について（公文書開示請求第4〔6〕）

(3)イと同様に、名宛人については、実施機関が条例第5条第2号に基づき不開示とした処分は妥当である。

3 本件処分3、5及び7の妥当性について

本件処分3、本件処分5及び本件処分7において、不開示となった以下の件名又は内容について、その存否に関し当審査会において調査を行ったところ、当該件名又は内容に合致する公文書は存在しないことが認められた。

したがって、実施機関が当該公文書を条例第9条第2項に基づき不開示としたことは妥当である。

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
2号 ¹ ⑤ ⑥	鹿児島県霧島市溝辺町竹子 6096 事業所名：霧島市連合青年団溝辺支部団（霧島市所有物件）で 2006 年 6 月 27 日 1 時 40 分に発生した火災について 火災報告取扱要領別表第 4 に基づいて行われた建物損害額 [REDACTED] に関する損害算出書（又は損害査定書） 火災報告取扱要領別表第 4 に基づいて行われた建物損害額 [REDACTED] に関する損害算出書（又は損害査定書）
2号 ² ② ③ ④ ⑤	鹿児島県霧島市国分名波町 22 番 16 号（霧島市所有物件）で 2008 年 11 月 12 日 7 時 00 分に発生した火災について 罹災物件申告書（動産、その他用）第 10 号様式（第 29 条関係） 罹災証明書 損害額調査書（第 11 号様式（第 30 条関係） 火災報告取扱要領第 4 に基づいて行われた損害額 [REDACTED] についての損害算定書（又は損害査定書）
2号 ³ ② ⑤	鹿児島県霧島市の清掃事務所の倉庫（霧島市所有物件）で 2019 年 3 月 16 日 22 時 00 分に発生した火災について 罹災物件申告書 建物損害額 1,527,000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
2号 ⁴ ③ ⑤	鹿児島県霧島市隼人町姫城 914 番 1 の公園（霧島市所有物件）で 2016 年 10 月 21 日（時分不明）に発生した火災について 罹災証明書 建物損害額 83,000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
2号 ⁵ ③ ⑤	鹿児島県霧島市国分上小川 3819 番地 12（霧島市所有物件）城山公園管理事務所で 2016 年 8 月 2 日 16 時 10 分に発生した火災について 罹災証明書 建物損害額 1,264,000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
2号 ⁶ ② ③ ⑤	鹿児島県霧島市隼人町内 2652-39（霧島市所有物件）宮の杜ふれあい公園で 2016 年 3 月 8 日 6 時 00 分に発生した火災について 罹災物件申告書 罹災証明書 火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた建物損害額 65,000 円

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
	に関する損害算出書（又は損害査定書）
2号 ⁷ ② ③ ④	鹿児島県霧島市国分上井字一篠 94-2（霧島市所有物件）鉄道記念公園の貨車で2016年2月6日16時05分に発生した火災について ② 罹災物件申告書 ③ 罹災証明書 ④ 損害額調査書
2号 ⁸ ② ③ ⑤	鹿児島県霧島市国分下井 2512（霧島市所有物件）の公園で2011年11月29日18時30分に発生した火災について ② 罹災物件申告書 ③ 罹災証明書 ⑤ 損害額合計10,000円について火災報告取扱要領別表4に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
2号 ⁹ ② ③ ⑤	鹿児島県霧島市で2017年8月6日17時10分に発生した出火原因放火（霧島市所有物件）について ② 罹災物件申告書 ③ 罹災証明書 ⑤ 建物損害額46,000円について火災報告取扱要領別表4に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
3号 ¹ ① ② ③	平成28年1月28日木曜日12時36分頃 [REDACTED] [REDACTED] で発生した火災について ① 建物損害額 [REDACTED] について火災報告取扱要領別表4に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第10号様式（第29条関係）の損害見積額 ② 内容物（ [REDACTED] [REDACTED] ）の損害額 [REDACTED] について火災報告取扱要領別表4に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第10号様式（第29条関係）の損害見積額 ③ 「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第8「罹災証明書の発行要領」第1項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により実証できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する。
3号 ²	平成28年1月13日水曜日4時40分頃 [REDACTED] [REDACTED] で発生した火災について

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>	<p>建物損害額 [REDACTED] について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額</p> <p>内容物損害額 [REDACTED] について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額</p> <p>「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8 「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する</p>
<p>3号³</p> <p>①</p> <p>②</p>	<p>平成 28 年 1 月 5 日火曜日 6 時 58 分頃 [REDACTED] について発生した火災について</p> <p>[REDACTED] について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額</p> <p>「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8 「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する</p>
<p>3号⁴</p> <p>①</p> <p>③</p>	<p>平成 28 年 1 月 2 日土曜日 2 時 00 分頃鹿児島県霧島市国分下井 2512 番（国分海浜公園）で発生した火災について</p> <p>自動販売機に放火された事で 219,818 円（内容物込み）の損害を受けた事で損害状況の損害額 220,000 円の記載をする際火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害額算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額</p> <p>「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8 「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により実証できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する</p>
<p>3号⁵</p>	<p>平成 28 年 1 月 24 日 [REDACTED] で発生した火災について</p>

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
③	火災報告取扱要領別表 4 に基づいてする建物損害額の査定に関する損害算出書（又は損害算定書）
3号 ⁶	霧島市火災調査規程に関する事務処理要領の第 7 に「火災調査書類の作成要領については別に定める」とあるが第11号様式損害額調査書に係る作成要領を請求する。
4号 ³	<p>■■■■■■■■■■で平成 28 年 1 月 24 日に火災が発生した件に係る火災現場写真記録台紙（消総第 108 号令和元年 9 月 27 日公文書開示決定通知書）（第 3 号様式、第 16 条関係）について</p> <p>(1) 写真No.8、No.9、No.10 に存在する「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(2) 写真No.67 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(3) 写真No.67 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(4) 写真No.67 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(5) 写真No.77 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(6) 写真No.68、No.69、No.72、No.73の「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(7) 写真No.83 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(8) 写真No.81、No.82、No.83、No.84 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p> <p>(9) 写真No.83、No.75 「■■■■■■■■■■」に係る火災報告取扱要領別表第 4、第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書</p>

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
(10)	写真No.86「 XXXXXXXXXX 」に係る火災報告取扱要領別表第4、第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書
(11)	写真No.44「 XXXXXXXXXX 」に係る火災報告取扱要領別表第4、第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書
(12)	当該火災実況見分調書平成28年1月27日付 作成者 消防司令補 小倉剛において、7ページ目下から5行目「 XXXXXXXXXX 」に係る火災報告取扱要領別表第4、第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書
(13)	当該火災実況見分調書（公文書部部分開示決定通知書消総第261号平成29年3月13日開示済み）平成28年1月27日付 作成者 消防司令補 小倉剛において、9ページ目上から7行目「 XXXXXXXXXX 」（写真No.66、67）に係る火災報告取扱要領別表第4、第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書
(14)	罹災物件申告書（動産、その他用）第10号様式（第29条関係）2016年2月2日に XXXXXXXXXX が XXXXXXXXXX の火災の件について提出した当該文書の上から1段目「 XXXXXXXXXX 」に係る火災報告取扱要領別表第4第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書
5	XXXXXXXXXX で平成28年1月24日に発生した火災に係る「火災現場写真記録台紙」第3号様式（公文書部部分開示決定通知書消総第108号令和元年9月27日）の写真である「No.8、No.9、No.10の XXXXXXXXXX 」「 XXXXXXXXXX 」 「No.67 XXXXXXXXXX 」 「No.67 XXXXXXXXXX 」 「No.77 XXXXXXXXXX 」 「No.68、No.69、No.72、No.73 XXXXXXXXXX 」 「No.83 XXXXXXXXXX 」 「No.81、No.82、No.83、No.84 XXXXXXXXXX 」 「No.83、No.75 XXXXXXXXXX 」 「No.86 XXXXXXXXXX 」 「No.44 XXXXXXXXXX 」 「No.55 XXXXXXXXXX 」 「火災実況見分調書（公文書部部分開示決定通知書消総第261号平成29年3月13日）7ページ目 XXXXXXXXXX 」 「火災実況見分調書（同上）9ページ目、 XXXXXXXXXX 」について火災報告取扱要領別表4に基づいて算出、決定した各収容物の損害額
9	霧島市火災調査規程第15条の文中の「関係者の承諾を得て行う事を原則」並びに消防法（法律第186号）第33条（破壊された財産等の調査）に基づけば「関係保険会社の承諾」が必要だが、平成28年1月27日行われた調査「火災現場写真記録台紙（前述5）」を行う際に「関

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
	係保険会社の承諾」を受けた事に係る公文書を請求する。

4 条例第8条を根拠にした本件処分8の妥当性について

条例第8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

当該条文は、適用例として、特定の個人に係る生活保護や措置入院等に関する申請書類の開示請求などが挙げられ、この場合においては、当該公文書の有無について答えた場合、当該人物がそれらの申請を行ったか否かという、通常、不開示情報として保護すべき利益に当たる極めてプライベートな情報が開示されることとなることから、実施機関が、当該公文書の有無について応答を拒否することができることを定めたものである。

しかし、当該条文を恣意的・濫用的に運用した場合、情報公開制度の趣旨を没却することになりかねないため、当該条文を適用する対象については、開示請求に係る公文書の有無に係る情報が争点となり重大な意味を持つもののほか、当該情報が高度のプライバシーに関する情報に該当するもの等に限定して解釈する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえて、本件処分8について検討すると、実施機関は意見書において、「「り災物件申告書」は、提出意思及び申請内容についても任意とされており、り災者と処分庁との間で申告され受理される内部行為の一種であり、…仮に、「存在する」とした場合、特定の個人がり災し、申請を行った事実（手続き利用及び行動履歴の事実）の有無が推知される。これは個人に関する情報の開示と同視でき、条例第5条第2号により保護される個人の権利利益を害するおそれがある」ことを条例第8条を適用した理由として主張しているが、当該地において火災が発生したことについては、一般的に知られている事実であり、火災が発生した場合において、被災者がり災物件申告書を提出することは、一般的に行われることであることから、当該申告書の提出の有無が高度のプライバシーに関する情報であるとまでは言えない。

また、実施機関は「「存在しない」とした場合であっても、申告が必要な被害がなかった、申告する意思がなかった等の事実が推知され得る」と主張するところ、不存在であることを明らかにしても、り災物件申告書の提出の有無や財産に係る被害の有無が明らかになるわけではなく、この点においても、条例第8条が定める要件「開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとは認められないことから、以下の件名及び内容に係る公文書については、改

めて開示決定等をすべきである。

開示請求書における番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
4号 ¹	<p>2016年2月2日に[]が[](2016年1月24日)が発生した件について罹災物件申告書10号様式(第29条様式)を提出しているが、その罹災物件中「[]」、数量:空白、購入年月日:空白、購入金額、空白(消総第268号令和3年3月25日付の公文書開示決定通知書と同じ空白)となっているが「火災報告取扱要領」別表4、第12表 動産損害額査定率(全損、小損を判断)の「減損率」が記載されて焼損に係る「全損、小損が確認できる公文書」</p>
4号 ²	<p>2016年2月2日に[]が[]の火災(2016年1月24日)が発生した件について罹災物件申告書10号様式(第29条様式)を提出しているが、「[]」:焼損、数量:空白、購入年月日:空白になっているが、<下から5段目の罹災物品(消総第268号令和3年3月25日付の公文書開示決定通知書と同じ空白)>「火災報告取扱要領」別表4、第11表に基づき損害額を算出する為に必要な「経過年数」が確認できる公文書</p>
4号 ⁴	<p>霧島市情報公開・個人情報審査会答申第1号令和2年12月16日第4(本件処分に関する主張の内容)第2項(実施機関の主張の要旨)(1)ア処分の理由「損害額の算出については、罹災物件所有者から提出される「罹災物件申告書」(火災調査規程第29条及び第10号様式の罹災物件ごとに、「火災報告取扱要領ハンドブック(11訂版)」(以下単に「ハンドブック」というを参考にして算出し)を適用して平成28年1月24日[]で発生した火災に係る罹災物件申告書([]が2016年2月2日に提出した文書)に記載のある下記の各算定額についての公文書の請求をする。(当該書面中の各損害見積額の請求)</p> <p>公文書部分開示決定通知書消総第268号令和3年2月25日の黒塗りの部分の詳細。</p> <p>(1) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p> <p>(2) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p> <p>(3) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p> <p>(4) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p> <p>(5) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p> <p>(6) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p> <p>(7) []の損害算定額(罹災物件申告書の損害見積額)</p>

開示請求書に おける番号	開示請求に係る公文書の件名又は内容
(8)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
(9)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
(10)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
(11)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
(12)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
(13)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
(14)	[REDACTED]の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	吉崎 敦憲	鹿児島大学教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	久留須 由紀	司法書士
委員	福田 英人	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士

別紙1

霧島市役所 霧島市長 殿

①
/6

審査請求書



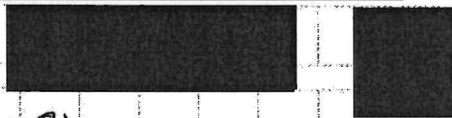
2025年2月(3)日

霧島市情報公開事務取扱規程第14条第2項
第5号並びに霧島市情報公開条例第5条第2項但し
書(4)に基づき下記の通り審査請求をする

住所:



審査請求者:



連絡方法: 手紙のみ

下記の通り

- ① 消総 第229号 令和6年11月14日 公文書不開示決定
通知書
- ② 消総 第228号 令和6年11月14日 公文書不開示決定
通知書
- ③ 消総 第219号 令和6年11月14日 公文書部分開示
決定通知書 (不開示理由の部分)
- ④ 消総 第222号 令和6年11月14日 公文書不開示
決定通知書
- ⑤ 消総 第225号 令和6年11月14日 公文書不開示
決定通知書

⑥ 消総 第224号 令和6年11月14日 公文書部分
開示決定通知書 (不開示理由の部分)

⑦ 消総 第221号 令和6年11月14日 公文書部分開示
決定通知書 (不開示理由の部分のⅢ②③)

2 霧島市情報公開事務取扱規程第14条第2項第1号(ウ)

処分がなされた事を知った年月日: 令和6年11月25日

(エ) 審査請求の趣旨及び理由:

Ⅲ①(第229号)については: 4号の公文書開示請求書には添付資料

として [] 並びに [] の
物件が放火した事について当該物件は [] の所有
物件であること []

[] を添付しており、この事
[] があるかどうか、霧島市
情報公開条例第5条第2項但し書き(ウ)に該当している事
は動かし難い事実であるのび公文書を黒塗り無しで公開が
ある。尚、 [] の為妨害を及ぼす事である。

Ⅲ②(第228号)については: 4号 公文書開示請求書 ③ ④に
ついては 日本国内の消防局によれば(経験則)罹災物件申告書
第10号様式(第29条関係)の損害見積額に消防局が記載するもの
になっているが霧島市消防局の場合、勝手に捨てるのが又は。

最初から作成も記載元ではないのか理由も明らかにおぼろげである。(霧島市情報公開事務取扱規程第9条第3項第5号)

①③(第219号)について：公文書の一部を開示しない理由についての部分で建築面積、延べ面積、焼損床面積、火災保険、火元となつた者個人に関する情報は[]に明記されており、建物の面積等は法務局の登記簿謄本を見れば誰でも分かる(公知の事実)であるので、おぼろげに黒塗りには不開示に理由はない。実際この件に関しては新聞やウェブサイトやニュースが流れており、火災被害の有無、焼損床面積等については、消防局や警察により報道されており公知の事実であり差別がある。

①④(第222号)について：2号の公文書については鹿児島県知事に対する公文書開示請求を不開示させた。霧島市所有物件である。この事からこれらの物件は、市長が保有する行政文書の管理に関する規則(平成17年11月7日規則第15号)第13条別表(第7条関係)永年保存とあるもの、第7項、財産の管理、処分に関する文書が重要なもの、第10項証明等に関する文書が重要なものに該当する公共の財産であり、火災報告取扱要領ハンドブックを基にして罹災物件申告書、第10号様式(第29条関係)の損害見積額に消防局が記載するべきものである。罹災物件申告書については

の罹災物件申告書が残っているのに、
公共の財産の罹災物件申告書を勝手に捨てる行為は憲法
第29条(財産権)の侵害である。又 市有物件については
市有物件災害共済(ファイル基準表に記載)に加入しており、
保存年限を永年と定めるなど誰で分かる価額になっており、
それにおよぶ建物損害額、収容物損害額を算出して、共済金
の請求書として添付されているはずである。これらの市有物件に
係る損害の程度に関する情報についても市民の公共の財産で
あるはずである。因みに日本全国の各市の保有する市有財産
に係る火災については公文書として公開がされている。

Ⅲ⑤(第225号)については: [] の所有とされる []

[] は罹災物件申告書(第10号様式(第29条
関係))が残っているのに、公文書開示請求書 3号 ④ ② ③ ④
⑤ が存在しないという事は 霧島市消防局職員の服務に
関する規程 第2条(服務の根本原則)並びに 地方公務員法
第30条(服務の根本基準)、第37条(怠業)に甚しく違反している。

特定の者については 罹災物件申告書を提出させない行為は
差別である。通常鹿児島県内の市消防局や他県の
消防局については 罹災物件申告書と火災報告取扱要領
10ボグックに基づき損害額が算出され消防庁に報告されている。

①⑥(第224号)について: 霧島市情報公開条例 第5条
第2項 但し書(4)に基づき公開すべきである。添付書類
である [] を見れば [] の所有であると認め、
(1) 火災発生場所 (2) 火災を起こした者 (3) どの時点にて
(4) 火災を起こした者の本籍、住所、職業 (5) 共済加入
の有無 について 明記されているからである。因って
霧島市情報公開事務取扱規程 第14条 第2項 第5号
自己の権利利益を著しく侵害している為 開示すべきで
ある。

①⑦(第221号)の ① ②罹災物件申告書) ③ 損害額調査書に
ついて: 具体的に 火災報告取扱要領 ハンドブックが
どの時点に活用され 損害額を算出するのが 知る必要が
あり、 公共の財産が どの時点で 損害を受け、公共物が
どの時点で 管理 及び 処分されているのを知る為である。

積着した 損害額の計算がなされ 公共の物(市有財産)が
盗られている可能性もあるからである。又これは市長が
保有する行政文書の管理に関する規則 第13条 第2項
別表(第7条関係)、永年保存とあるものの 第11頁
「財産の取得、管理及び処分に関する文書が重要中その上に
係る 公文書があるからである。」

※ 霧島市所有物件については霧島市情報公開条例 第5条 第2項(ウ)の「慣行として公にされ」に該当し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条 第1項(ウ)に該当する公文書であるのび公文書の開示をすべきである。

又、消総 第221号令和6年11月14日(ロ②)罹災物件申告書、③損害額調査書については霧島市情報公開条例 第5条 第6項 ア、イ、ウ、エ、オ の事由には該当しないのは明らかであるのび公文書の開示をすべきである。

※ Ⅳ④の 公文書不開示決定通知書 消総 第222条 令和6年11月14日の「公文書を開示しない理由」として「保有しておらず存在しません」と記載(あるが、消防局のファイル基準表に基づき、罹災証明書、火災調査書等の公文書は、永年保存とされており重要な財産であり、これは職員に職務違反に該当する。

※ 霧島市情報公開事務取扱規程 第14条 第2項 第5号並びに霧島市情報公開条例 第5条 第2項 但し書(ウ)に係る理由があるのび(起訴状参照)公文書不開示の処分を取り消し、公文書の開示をすべきである。

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(法第65号) 第7条(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)に係る差別行為であるのび憲法第14条に基づき誠実に対応をすべきである。



補正書

令和7年 4 月 7 日

(審査庁) 霧島市長 中重 真一 殿

(審査請求人)

令和7年3月12日付け総第334号をもって補正を命じられた事項について、下記のとおり補正します。

記

1 審査請求の趣旨

令和6年10月7日付けで公文書開示請求した

「1 2016年2月2日に [] が [] の火災(2016年1月24日)が発生した件について罹災物件申告書10号様式(第29条関係)を提出しているが、その罹災物件中「[]」,数量:空白,購入年月日:空白,購入金額,空白(消総第268号令和3年3月25日付の公文書開示決定通知書と同じ空白)になっているが「火災報告取扱要領」別表第4,第12表動産損害額査定率(全損,小損を判断)の「減損率」が記載されて焼損に係る「全損,小損が確認できる公文書」の請求をする。

2 2016年2月2日に [] が [] の火災(2016年1月24日)が発生した件について罹災物件申告書10号様式(第29条関係)を提出しているが「[]」:焼損,数量:空白,購入年月日:空白になっているが、<下から5番目の罹災物品(消総第268号令和3年3月25日付の公文書開示決定通知書と同じ空白)>「火災報告取扱要領」別表第4,第11表に基づき損害額を算出する為に必要な「経過年数」が確認できる公文書の請求をする。

3 [] で平成28年1月24日に火災が発生した件に係る火災現場写真記録台紙(消総第108号令和元年9月27日公文書開示決定通知書)(第3号様式,第16条関係)について下記の公文書について開示請求をする。

- (1) 写真No8, No9, No, 10に存在する「[]」に係る火災報告取扱要領 別表第4,第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (2) 写真No67, 「[]」に係る火災報告取扱要領別表第4,第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (3) 写真No67, 「[]」に係る火災報告取扱要領別表第4,第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (4) 写真No, 67, 「[]」に係る火災報告取扱要領別表第4,第12表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (5) 写真No77, 「[]」に係る火災報告取扱要領別表第4,第12表に関する書

類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。

- (6) 写真 No, 68, No, 69, No72, No73 の「 」に係る火災報告取扱要領別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (7) 写真 No83, 「 」に係る火災報告取扱要領別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (8) 写真 No, 81, No, 82, No83, No84, 「 」に係る火災報告取扱要領別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (9) 写真 No, 83, No, 75, 「 」に係る火災報告取扱要領別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (10) 写真 No86, 「 」に係る火災報告取扱要領別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (11) 写真 No44, 「 」に係る火災報告取扱要領別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (12) 当該火災実況見分調書平成 28 年 1 月 27 日付 作成者. 消防司令補 小倉剛において, 7 ページ目, 下から 5 行目「 」に係る火災報告取扱要領, 別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (13) 当該火災実況見分調書 (公文書部分開示決定通知書 消総第 261 号平成 29 年 3 月 13 日開示済み) 平成 28 年 1 月 27 日付作成者 消防司令補 小倉剛において, 9 ページ目, 上から 7 行目「 」(写真 66, 67) に係る火災報告取扱要領 別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。
- (14) 罹災物件申告書 (動産, その他用) 第 10 号様式 (第 29 条関係) 2016 年 2 月 2 日に が の火災の件について提出した当該文書の上から 1 段目「 」に係る火災報告取扱要領 別表第 4, 第 12 表に関する書類で全損又は小損の判断をする為の減損率を記載した公文書。

- 4 霧島市情報公開・個人情報審査会答申第 1 号令和 2 年 12 月 16 日第 4 (本件処分に関する主張の内容) 第 2 項 (実施機関の主張の要旨) (1) ア. 処分の理由「損害額の算出については, 罹災物件所有者から提出される「罹災物件申告書」(火災調査規程第 29 条及び第 10 号様式の罹災物件ごとに, 「火災報告取扱要領ハンドブック (11 訂版)」(以下単に「ハンドブック」というを参考にして算出し) を適用して平成 28 年 1 月 24 日 で発生した火災に係る罹災物件申告書 (が 2016 年 2 月 2 日に提出した文書) に記載のある下記の各算定額についての公文書の請求をする。(当該書面中の各, 損害見積額の請求。)

※ 公文書部分開示決定通知書 消総 第 268 号令和 3 年 2 月 25 日の黒塗りの部分の詳細。

- (1) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)
- (2) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)
- (3) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)
- (4) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)
- (5) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)
- (6) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)
- (7) の損害算定額 (罹災物件申告書の損害見積額)

- (8) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
- (9) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
- (10) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
- (11) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
- (12) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
- (13) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）
- (14) [redacted] の損害算定額（罹災物件申告書の損害見積額）

5 [redacted] で平成 28 年 1 月 24 日に発生した火災に係る「火災現場写真記録台紙」第 3 号様式（公文書部分開示決定通知書 消総第 108 号 令和元年 9 月 27 日）の写真である「No. 8, No. 9, No. 10, の [redacted]」「No. 67, [redacted]」「No. 67, [redacted]」「No. 77, [redacted]」「No. 68, No. 69, No. 72, No. 73, [redacted]」「No. 83, [redacted]」「No. 81, No. 82, No. 83, No. 84, [redacted]」「No. 83, No. 75 [redacted]」「No. 86, [redacted]」「No. 44, [redacted]」「No. 55, [redacted]」「火災実況見分調書（公文書部分開示決定通知書 消総 第 261 号 平成 29 年 3 月 13 日）7 ページ目, [redacted]」「火災実況見分調書（同上）9 ページ目, [redacted]」について火災報告取扱要領別表第 4 に基づいて算出, 決定した各収容物の損害額。

9 霧島市火災調査規程第 15 条の文中の「関係者の承諾を得て行う事を原則」並びに 消防法（法律第 186 号）, 第 33 条（破壊された財産等の調査）に基づけば「関係保険会社の承諾」が必要だが平成 28 年 1 月 27 日に行われた調査「火災現場写真記録台紙（前述 5）」を行う際に「関係保険会社の承諾」を受けた事に係る 公文書を請求する。開示できない場合には、「霧島市情報公開・個人情報答申第 1 号令和 5 年 3 月 29 日 第 5, 第 2 項を準用し」当該文書が存在するのかが存在しないのかが、又は当該承諾を受けたのか、受けなかったのかの回答を請求する。」

に対し、霧島市消防局長が公文書不開示決定とした処分を取り消すとの裁決を求める。

※尚、第 4 項の (1)~(4) については罹災物件申告書に記載欄があり霧島市火災調査規程 第 30 条に規定がある。
令和 6 年 10 月 7 日付けで公文書開示請求した

「5 公文書部分開示決定通知書「総消第 82 号令和元年 8 月 2 日」第 8 項「収容物調査表」の請求をする。貴消防局が送付する公文書と請求している名称が異なる場合には公文書開示決定通知書に明記すること。」

に対し、霧島市消防局長が公文書部分開示決定とした処分を取り消すとの裁決を求める。

令和 6 年 10 月 7 日付けで公文書開示請求した

「1 鹿児島県霧島市溝辺町竹子 609-6 事業所名：霧島市連合青年団溝辺支部団（霧島市所有物件）で 2006 年 6 月 27 日 1 時 40 分に発生した火災について下記の公文書を請求する。

- ① 火災調査報告書（1 号様式, 第 16 条関係）
- ② 罹災物件申告書（動産, その他用）第 10 号様式（第 29 条関係）
- ③ 罹災証明書

- ⑤ 火災報告取扱要領別表第 4 に基づいて行われた建物損害額 [REDACTED] に関する損害算出書（又は損害査定書）
 - ⑥ 火災報告取扱要領, 別表 4 に基づいて行われた収容物損害額 [REDACTED] について損害算出書（又は損害査定書）
- 2 鹿児島県霧島市国分名波町 22 番 16 号（霧島市所有物件）で 2008 年 11 月 12 日 7 時 00 分に発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ① 火災調査報告書（1 号様式, 第 16 条関係）
 - ② 罹災物件申告書（動産, その他用）第 10 号様式（第 29 条関係）
 - ③ 罹災証明書
 - ④ 損害額調査書（第 11 号様式（第 30 条関係）
 - ⑤ 火災報告取扱要領, 別表第 4 に基づいて行われた損害額 [REDACTED] についての損害算出書（又は損害査定書）
- 3 鹿児島県霧島市の清掃事務所の倉庫（霧島市所有物件）で 2019 年 3 月 16 日 22 時 00 分に発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ① 火災調査報告書
 - ② 罹災物件申告書
 - ⑤ 建物損害額 1527, 000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
- 4 鹿児島県霧島市隼人町姫城 914 番 1 の公園（霧島市所有物件）で 2016 年 10 月 21 日（時分不明）に発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ① 火災調査報告書
 - ③ 罹災証明書
 - ⑤ 建物損害額 83, 000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
- 5 鹿児島県霧島市国分上小川 3819 番地 12（霧島市所有物件）城山公園管理事務所で 2016 年 8 月 2 日 16 時 10 分に発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ① 火災調査報告書
 - ③ 罹災証明書
 - ⑤ 損害額 1264, 000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）
- 6 鹿児島県霧島市隼人町内 2652-39（霧島市所有物件）宮の杜ふれあい公園で 2016 年 3 月 8 日 6 時 00 分に発生した火災について 下記の公文書を請求する。
- ① 火災調査報告書
 - ② 罹災物件申告書
 - ③ 罹災証明書
 - ⑤ 火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた建物損害額 65, 000 円に関する損害算出書（又は損害査定書）
- 7 鹿児島県霧島市国分上井字一篠 94-2（霧島市所有物件）鉄道記念公園の貨車で 2016 年 2 月 6 日 16 時 05 分に発生した火災について下記の公文書を請求する。

① 火災調査報告書 (1号様式, 第16条関係)

② 罹災物件申告書

③ 罹災証明書

④ 損害額調査書

8 鹿児島県霧島市国分下井 2512 (霧島市所有物件) の公園で 2011 年 11 月 29 日 18 時 30 分に発生した火災について下記の公文書を請求する。

① 火災調査報告書

② 罹災物件申告書

③ 罹災証明書

⑤ 損害額合計 10,000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書 (又は損害査定書)

9 鹿児島県霧島市で 2017 年 8 月 6 日 17 時 10 分に発生した出火原因放火 (霧島市有物件) について下記の公文書を請求する。

① 火災調査報告書

② 罹災物件申告書

③ 罹災証明書

⑤ 建物損害額 46,000 円について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書 (又は損害査定書)

に対し、霧島市消防局長が公文書部分開示決定又は公文書不開示決定とした処分を取り消すとの裁決を求める。

令和 6 年 10 月 7 日付けで公文書開示請求した

「1 平成 28 年 1 月 28 日木曜日 12 時 36 分頃 [REDACTED] で発生した火災について下記の公文書を請求する。

① 建物損害額 [REDACTED] について、火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書 (又は損害査定書) 又は霧島市火災調査規程第 10 号様式 (第 29 条関係) の損害見積額

② 内容物 ([REDACTED]) の損害額 [REDACTED] について火災報告取扱要領別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書 (又は損害査定書) 又は霧島市火災調査規程第 10 号様式 (第 29 条関係) の損害見積額

③ 「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8 「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により実証できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する。

2 平成 28 年 1 月 13 日水曜日 4 時 40 分頃 [REDACTED] で発生した火災について下記の公文書を請求する。

① 建物損害額 [REDACTED] について火災報告取扱要領 別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書 (又は損害査定書) 又は霧島市火災調査規程第 10 号様式 (第 29 条関係) の

損害見積額

- ② 内容物損害額 [redacted] について火災報告取扱要領 別表 4 に基づいて行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額
- ③ 「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する。
3. 平成 28 年 1 月 5 日火曜日 6 時 58 分頃 [redacted]
[redacted] について発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ① [redacted] について 火災報告取扱要領別表 4 について行われた際の損害算出書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額。
- ② 「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する。
4. 平成 28 年 1 月 2 日土曜日 2 時 00 分頃、鹿児島県霧島市国分下井 2512 番（国分海浜公園）で発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ① 自動販売機に放火された事で 219,818 円（内容物込み）の損害を受けた事で損害状況の損害額 220,000 円の記載をする際火災報告取扱要領別表第 4 に基づいて行われた際の損害算定書（又は損害査定書）又は霧島市火災調査規程第 10 号様式（第 29 条関係）の損害見積額
- ② 「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第 8「罹災証明書の発行要領」第 1 項に条文化されている「証明できる範囲は、火災及び消火による被害に関する事項で事実を確認できるものとする」に該当する「事実を確認した記録」又は「確実な証拠」について公文書を請求する。
5. 平成 28 年 1 月 24 日、[redacted] で発生した火災について下記の公文書を請求する。
- ③ 火災報告取扱要領別表 4 に基づいてする、建物損害額の査定に関する損害算出書（又は損害査定書）
6. 霧島市火災調査規程に関する事務処理要領の第 7 に「火災調査書類の作成要領については別に定める」とあるが第 11 号様式 損害額調査書に係る作成要領を請求する。」
に対し、霧島市消防局長が公文書不公開決定とした処分を取り消すとの裁決を求める。

令和 6 年 10 月 7 日付けで公文書開示請求した

- 「5. 平成 28 年 1 月 24 日、[redacted] で発生した火災について下記の公文書を請求する。」

① 実況見分調書

7 公文書部分開示決定通知書 消総第 108 号 令和元年 9 月 27 日霧島市消防局長堀切昇の通知書の複写 1 枚を請求する。(カラー版) (公文書に該当しない場合には手数料を支払いますので交付を請求します。) (公文書の謄本の請求)」

に対し、霧島市消防局長が公文書部分開示決定とした処分を取り消すとの裁決を求める。

2 処分庁の教示の有無及びその内容

「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 219 号による公文書部分開示決定通知書」、「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 221 号による公文書部分開示決定通知書」、「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 222 号による公文書不開示決定通知書」、「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 224 号による公文書部分開示決定通知書」、「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 225 号による公文書不開示決定通知書」、「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 228 号による公文書不開示決定通知書」及び「令和 6 年 11 月 14 日付け消総第 229 号による公文書不開示決定通知書」に、「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、霧島市長に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

※ 尚、[redacted] の公文書については、
疎明資料として現在 [redacted] 原因が
当該物件の火災に係る第 2 号の公文書開示請求書に
添付した疎明資料([redacted])を必ず参照
して下さい。([redacted] とし明記されています)。

※ 霧島市情報公開条例 第 5 条 第 2 項 (1) に該当
する事は 動かし難い事実であるので [redacted] の
公文書については 異議無しで 開示すべきである。

※ 霧島市所有の物件についても、公共の財産であり、
公にすることが予定されている情報である。
(霧島市情報公開条例 第 5 条 第 2 項 (3) に該当する)ことは
公知の事実であり、他県や鹿児島県内の他の市についても
公共物の罹災情報については公開される事が慣行とされて
いる。

※ [redacted]
憲法第 14 条 (法の下の平等)、憲法第 29 条 (財産権)、憲法第 32 条
(裁判を受ける権利) の妨害行為は やめ下さい。

予い今上げ裁判の負担をやめ誠実に対応を求めます。

※ 令和 6 年 10 月 7 日付けの公文書開示請求書について全部日付を明記
した交付印を押印の上 誠実に送付して下さい。

別紙3



令和7年 6月 16日

霧島市長 中重真一殿

審査請求人: [Redacted]

反論書

私が令和7年2月3日付けで提出した

令和6年11月14日付け消総第219号公文書部分開示に関する処分、
令和6年11月14日付け消総第224号の公文書部分開示決定に関する処分、
令和6年11月14日付け消総第221号の公文書部分開示決定に関する処分、
令和6年11月14日付け消総第229号の公文書不開示決定に関する処分、
令和6年11月14日付け消総第228号の公文書不開示決定に関する処分、
令和6年11月14日付け消総第222号の公文書不開示決定に関する処分、
令和6年11月14日付け消総第225号の公文書不開示決定に関する処分、
に対する審査請求について、令和7年5月30日付けで弁明書の送付
を受けたので、次のとおり反論する。

1. 反論の趣旨

公文書開示を求める。

2. 弁明書 第2項 「本件処分に至るまでの経緯」
の事実は認める

3. 審査請求人の反論及び主張
別紙のとおり

4. 添付書類

1. 霧島北消防署に提出した罹災物件申告書 2通
2. 霧島北消防署が発行した罹災証明書 2通
3. 新型火災共済加付証書 2通

※尚、この反論書(4枚)は交付印を捺印後、複写版を通知書と共に送付して下さい
(疎明資料を含む)

① 令和6年10月7日付 公文書開示請求書の1号 ㉔として
「火災現場写真記録台帳 火災番号No.4 作成者
消防司令補 小倉剛」が公文書として交付を受けたが
私は、請求書に記載があるおに「収容物に関する損害品を
特定する為の損害品の写真一式」を求めたいのであり
焼け跡の風景を求めたいのではない。

添付書類の罹災物件申告書の各品目が全損なのか
どうか又は [] がどこにあったのか又は有無などの
ついでに全く確認できない。単なる風景写真だけを
渡してはくれぬ馬鹿に思っている。霧島市
「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第8の
第1頁の具体的な証拠を渡せ。

② 令和6年10月7日付 公文書開示請求書の1号 ㉕として
「損害額調査書」の黒塗り部分 書類1枚を受け取ったが
起訴状にあるおに、床面積は [] (1枚目、下から
3行目) 火災保険は [] ([] 2枚目、上から
7行目) 並びに添付書類「新型火災共済加入証書」の
住宅床面積 [] として記載があるの。霧島消防局が
調査した当該家屋の面積並びに火災保険について
公文書開示をせよ。

③ 令和6年10月7日付 公文書開示請求書 2号 ㉖㉗㉘㉙㉚
㉛㉜㉝ について黒塗りにしているが 2号の公文書については、
鹿児島県知事から公文書開示をされた 霧島市所有財産であり
市民の財産であり国民の財産であるの。黒塗り無し更に
全部開示せよ。とてとてとからの物は税金のある私物化するな。
建物損害額も全部 火災報告取扱要領 別表4に基づき作成
し小鹿児島県知事及び消防庁に報告した国民の財産である。

④ 令和6年10月7日付 公文書開示請求書の3号について
①②③ ②①③③ ③①② ④①②に関する

損害算定額は通常(鹿児島県内の他の消防局、
他県の消防局)によると、火災報告取扱要領員別表々
を基に罹災物件申告書の損害見積額と消防局の
職員が計算を記入するものである。因って当該事例
の被災者の罹災物件申告書(霧島市火災調査規程 第30条)
に基づいて「損害額を決定しなければならない」のであるから
上記事例についても同様に損害額を決定する必要がある
ので「罹災物件申告書」の開示をせよ。※一部黒塗りでも可

⑤ 令和6年10月7日付 公文書開示請求書の3号 ⑦について
宛名である[]が黒塗り交付されているが
陰険な嫌がらせはやめさせる。

⑥ 令和6年10月7日付 公文書開示請求書の4号 ①について
添付書類の罹災物件申告書(下から3行目)の[]
を別表々に基づき損害額を算出し決定をすることになって
いる(霧島市火災調査規程 第30条)ので損害額を
開示せよ。小計が存在しないが総計は存在しないからである。

⑦ 令和6年10月7日付の公文書開示請求書の4号 ①②③④
⑤に係る各品目の損害額を開示せよ。

「霧島市火災調査規程 第30条に基づく損害額」が刑事裁判の
証拠である罹災物件申告書のどこにも損害見積額が算出、
決定されていない。(添付資料 罹災物件申告書)。この中には、
第4号 公文書開示請求書の中にも[]の記載も
無いがどこを見ても全損としたのが?(火災現場写真記録台紙
No.8, No.9, No.10, 参照。無傷である。)

⑧ 火災報告取扱要領(霧島市火災調査規程 第30条)は別表4に基づいて算出されるべきであつて、なんとなく被災した現場の写真を眺め収容物の損害額を算出するものではない。添付書類 罹災証明書 内容物全損 並びに、火災現場写真記録台紙()、No.8、No.9、No.10、を見ても分かる様に 無傷であり全損ではない。

⑨ さえとも 火災報告取扱要領による損害額の算定は、当該要領 第1. 総則 1趣旨に定められているが「消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の根拠に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち火災に関する統計及び情報の形式及び方法を定めることとする」としており、なんとなく火災現場を眺め、なんとなく被災物件の価額を決定するものではない。

法律に定めのある事によつて 横着な 価額を決定している事と 地方公務員法 第30条(服務の根本基準) 第32条(法令等による従う義務) 第37条(怠業行為)に該当する 怠慢 が 違法行為である。

こゝらの違法行為を放置しているのは霧島市長 中重真一の管理者責任である。この様な違法行為の放置は、非常にめづらしく 霧島市だけである。血税と賃金に見合った職務を行つたのである。

[Redacted]

[Redacted] 霧島市情報公開条例 第5条 第2項(イ)に基づき 公文書を誠実に開示せよ。(添付書類 罹災証明書)

組合員証 (火災共済)

氏名 [Redacted] 様

加入者番号 [Redacted]

上記の方は、当組合の組合員であることを証明いたします。

平成 25年 9月 24日

—お願い— この共済加入証書に記載されている内容を必ずご確認ください。
 なお、この共済の制度については本証書裏面および「ご加入のしおり」に記載されておりますので、必ずお読みください。

新型火災共済加入証書

共済加入者 (共済契約者)

[Redacted] 様

加入者生年月日 [Redacted]

加入者番号 [Redacted]

現住所 [Redacted]

保障開始日 平成 25年 9月 3日 午前0時から

証書作成日 平成 25年 9月 24日

【掛金と口座振替日についてのご案内】

I. 平成25年 10月 15日 [Redacted]

II. 以後毎月 15日 [Redacted]
※金曜日・休日のときは翌営業日

注) 生命共済などにもご加入の方は、上記金額と合わせて振替となります。

注) 当組合への加入は平成25年 9月 3日からとなります。
 出資金 [Redacted] は上記 I. の金額と合わせて振替させていただきます。

共済の目的 (共済の対象) の所在地 [Redacted]			
住宅の構造 [Redacted]	住宅の所有 自分の家	住宅の用途 住まい専用	掛金の払込方法 月払
住宅の延床面積 [Redacted]	住宅の共済金額 (保障限度額) [Redacted]	共済金額合計 (保障限度額) [Redacted]	掛金額 [Redacted]
同居の家族人数 (加入者を含む同居の家族人数) [Redacted]	家財の共済金額 (保障限度額) [Redacted]		

※共済金の支払事由などにつきましては、加入証書の裏面および「ご加入のしおり」に記載されておりますのでご確認ください。

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
------------	------------	------------

新規 [Redacted]

り災証明書

証明書番号 _____ / 号

霧島市消防局
北消防署 署長様

平成 28 年 2 月 2 日

申請者
住所
電話
氏名

り災世帯主との関係 本人

り災証明書提出先	_____	必要通数	計 1 通
り災日時	平成 28 年 1 月 24 日 午前・午後 5 時 00 分頃		
り災場所	霧島市 _____		
り災世帯主住所	_____		
り災世帯主氏名	_____		
り災状況	_____		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 28 年 3 月 30 日

平成 28 年 2 月 2 日

霧島市消防局
北消防署
北消防署 事務所

※裏面の枠内をすべて記入して下さい。